

1. 特定外来生物とは

- ・外来生物のうち、特に生態系や人の生命・身体、農林水産業に重大な被害を及ぼす恐れのあるものは、外来生物法により「特定外来生物」に指定されている。
- ・特定外来生物は、飼育・栽培・保管・運搬すること、輸入・譲渡（販売）すること、野外へ放つ・植える・種をまくこと等が原則禁止されている。

2. 国内の特定外来生物について

- ・日本の野外に生息する外国起源の生物の数は、わかっているだけでも約 2000 種にもなる。
- ・この多くは、ペットや観賞用、釣り、食用などの目的で人間に持ち込まれたり、貨物や船などに付着して気付かないうちに運ばれてしまったもの。

3. 白井市の特定外来生物について

(1) 白井市で確認されている特定外来生物

- ①カミツキガメ ②オオキンケイギク ③ナガエツルノゲイトウ

(2) これらの防除について

- ①カミツキガメ：千葉県が計画的な防除を実施している。
- ②オオキンケイギク：土地所有者に対応がゆだねられている。
- ③ナガエツルノゲイトウ：千葉県が計画的な防除を実施している。

4. 市の対応方針

- ・ホームページ掲載及びチラシの回覧※により、市民への普及啓発に努める。
- ・市単独での駆除は難しいため、千葉県等の関係機関と連携し市民等の協力を得ながら進めていく必要があると考えている。

※7月14日に資料5-1のチラシの自治会回覧を依頼